

# 入院・外泊時支援の拡充について

## 居住系サービスに係る入院・外泊時支援の拡充

- 居住系サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に障害福祉サービス費用等を支払う措置について、更に拡充する。

### (1) 施設入所支援・旧法施設支援(通所を除く。)

入院・外泊時加算が算定できる8日を超える入院・外泊について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定することができる仕組みとする。

### (2) 障害児施設支援(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設に限る。)

入院・外泊時加算が算定できる12日を超える入院・外泊について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定することができる仕組みとする。

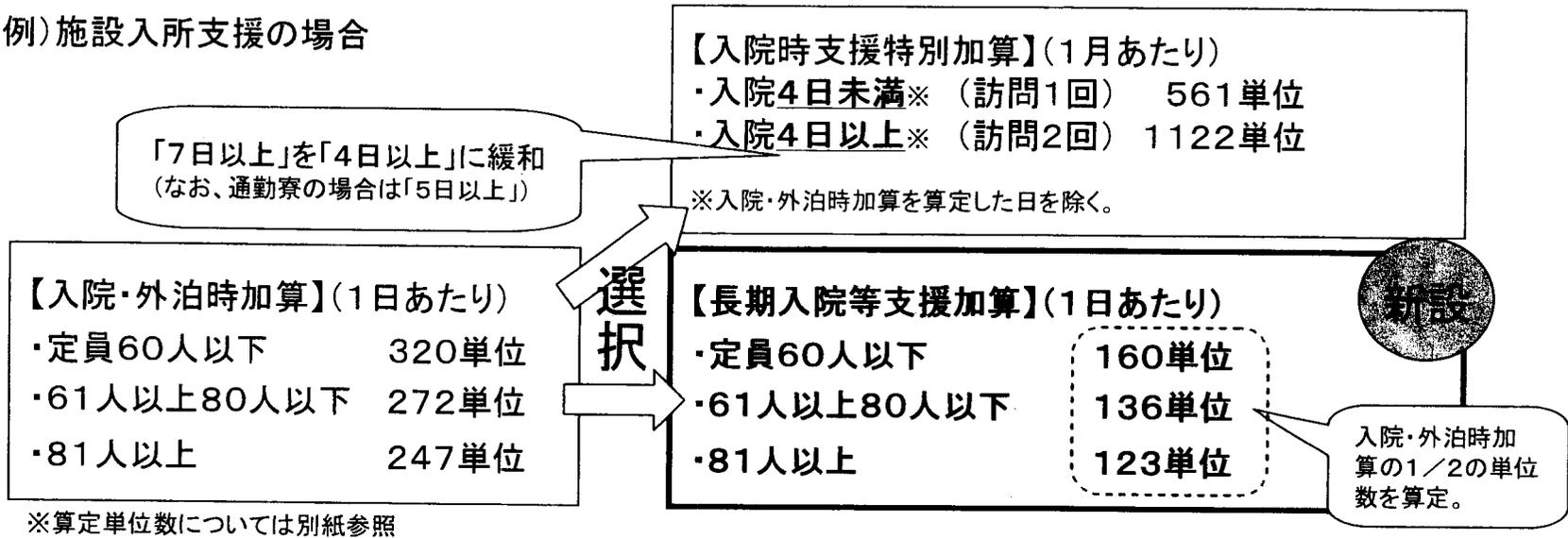
### (3) 共同生活介護・共同生活援助

利用者の入院時や帰宅時の支援を行った場合に、新たに日額の加算をすることができる仕組みとする。

## 入所施設における入院時の支援について

- 現行の入院・外泊時加算が算定できる8日(障害児施設支援については12日)を超える入院等について、一定の支援を行った場合に新たに日額の加算を算定する。

(例)施設入所支援の場合



### 【算定要件】

- 1回の入院等について、3か月に限り算定する。
- 一定の支援を行った場合に算定できることとする。
- 1月及び1回の入院中については、入院時支援特別加算との併給はできないこととする。
- 入院だけでなく、外泊も対象とする。

## 長期入院等支援加算(新加算)の単位数について

- 長期入院等支援加算の単位数は、入院・外泊時加算の1/2の単位数とし、施設ごとに次のように設定する。
- ただし、通勤寮は元々単価が低いので、入院・外泊時加算と同じ単位数とする。

	定員	入院・外泊時 加算の単位数	新加算の単位数 ※入院・外泊時加算の 1/2
障害者支援施設	~60	320	160
	61~80	272	136
	81~	247	123
身体障害者更生施設 (内部障害者更生施設以外)	~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	276	138
	91~	238	119
(内部障害者更生施設)	~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	280	140
	91~	244	122
身体障害者療護施設	10	320	160
	11~20	320	160
	30~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	314	157
	91~	282	141
身体障害者授産施設	~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	274	137
	91~	229	114
知的障害者入所更生施設	10	320	160
	11~20	320	160
	30~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	288	144
	91~	252	126
知的障害者入所授産施設	~40	320	160
	41~60	320	160
	61~90	283	141
	91~	246	123
知的障害児施設等 (知的障害児施設、第二種自閉症児 施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体 不自由児療護施設)	~60	320	160
	61~90	288	144
	91~	252	126
知的障害者通勤寮		122	122

## グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時等の支援について

- グループホーム・ケアホームについて、利用者の入院時に支援を行った場合や帰宅時の支援を行った場合に加算を算定しているところであるが、新たに、一定の支援を行った場合に日額の加算を創設する。(現行の加算との選択とし併給不可)

### 【入院時の取扱い】

【入院時支援特別加算】(1月あたり)  
 ・入院期間3日～6日 561単位  
 ・入院期間7日以上 1122単位



#### 【入院時支援特別加算】(1月あたり)

- ・入院期間3日～6日 561単位
- ・入院期間7日～11日 1122単位(※1)
- ・入院期間7日～16日 1122単位(※2)

(※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む。)

#### 【長期入院時支援特別加算】(1日あたり)

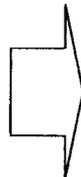
- ・入院期間3日以上(訪問:概ね週1回)

ケアホーム 122単位  
 グループホーム 76単位(※)  
 (※)経過的ケアホームは76単位

いずれかを選択

### 【帰宅時の取扱い】

【帰宅時支援加算】(1月あたり)  
 ・帰宅期間3日～6日 187単位  
 ・帰宅期間7日以上 374単位



#### 【帰宅時支援加算】(1月あたり)

- ・帰宅期間3日～6日 187単位
- ・帰宅期間7日～11日 374単位(※1)
- ・帰宅期間7日～16日 374単位(※2)

(※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

#### 【長期帰宅時支援加算】(1日あたり)

・帰宅期間3日以上  
 ケアホーム 40単位  
 グループホーム 25単位(※)  
 (※)経過的ケアホームは25単位

いずれかを選択

# グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時等に係る加算の算定要件について

## 入院時支援特別加算

従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・入院期間 3日～6日(訪問1回以上) 561単位
- ・入院期間 7日以上(訪問2回以上) 1122単位

## 入院時支援特別加算

従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算。(月1回算定)

- 入院期間 3日～6日(訪問:1回以上) 561単位
  - 入院期間 7日～11日(訪問:2回以上) 1122単位(※1)
  - 入院期間 7日～16日(訪問:2回以上) 1122単位(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む。)

## 長期入院時支援特別加算(新設)

従業者が病院又は診療所を訪問し、長期入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算。

- ・入院期間 3日以上(訪問:概ね週1回上)122単位/日(※1)
  - ・入院期間 3日以上(訪問:概ね週1回上) 76単位/日(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

いずれかを選択

## 帰宅時支援加算

家族等の居宅において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・外泊期間 3日～6日 187単位
- ・外泊期間 7日以上 374単位

## 帰宅時支援加算

家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・外泊期間 3日～6日 187単位
  - ・外泊期間 7日～11日 374単位(※1)
  - ・外泊期間 7日～16日 374単位(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

## 長期帰宅時支援加算(新設)

家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算

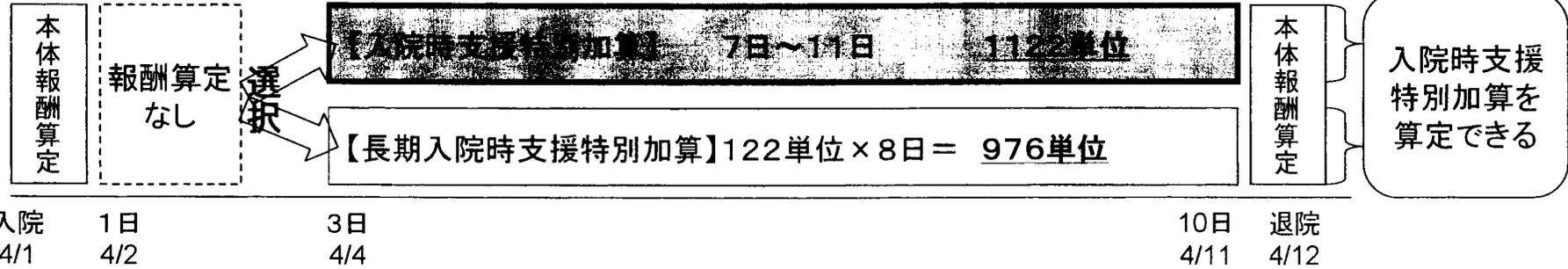
- ・外泊期間 3日以上 40単位/日(※1)
  - ・外泊期間 3日以上 25単位/日(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

いずれかを選択

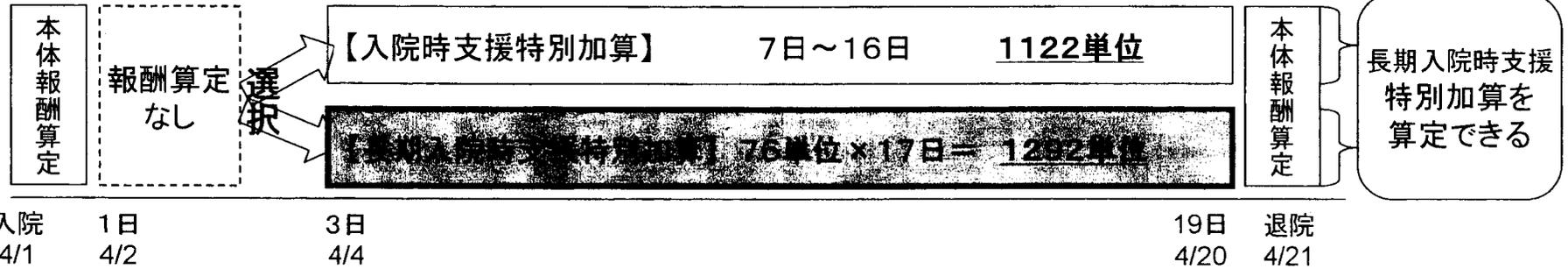
# グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時に係る加算の算定(例)

帰宅時支援加算の算定方法は、入院時支援特別加算の算定方法と同じ

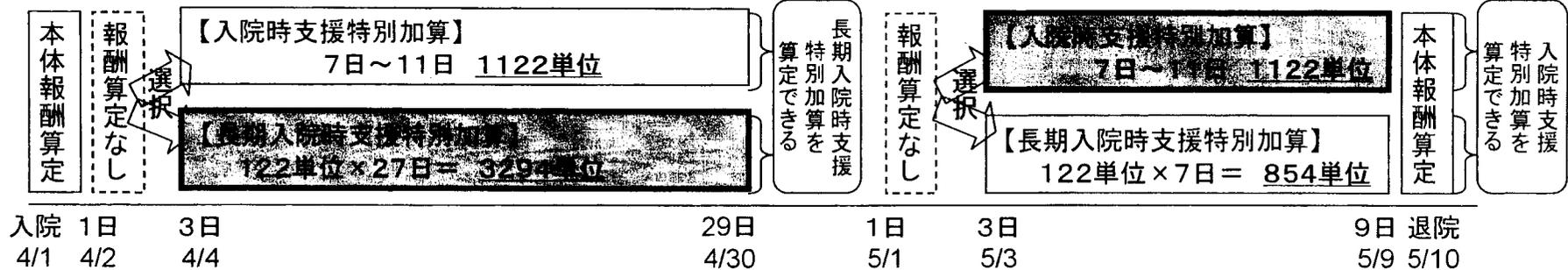
## 【入院期間が4月1日から12日の場合(ケアホーム)】



## 【入院期間が4月1日から21日の場合(グループホーム)】



## 【入院期間が4月1日から5月10日の場合(ケアホーム)】



(注)入院日数は連続している必要はない

# 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) の算定要件の緩和

特定旧法指定施設を利用していた重度障害者について、新体系移行後、利用者にとってふさわしい支援サービスに移行するまでの間、就労継続支援B型事業所での受入を継続するため、現行の就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)の算定要件を緩和する。

## 現行の算定要件

就労継続支援B型事業において

- ①利用者のうち障害基礎年金1級受給者が100分の50以上であること。  
(平成21年度3月31日までの間、特定旧法指定施設にあつては**100分の20以上**)
- ②職業指導員及び生活指導員の配置が7.5:1以上であること。



## 改正後の算定要件

就労継続支援B型事業において

- ①利用者のうち障害基礎年金1級受給者が100分の50以上であること。  
(平成21年度3月31日までの間、特定旧法指定施設にあつては**100分の10以上**)
- ②職業指導員及び生活指導員の配置が7.5:1以上であること。

【参考】就労継続支援B型報酬(1日あたり)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

(1) 利用定員が40人以下	527単位	(1) 利用定員が40人以下	481単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	494単位	(2) 利用定員が41人以上60人以下	448単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	485単位	(3) 利用定員が61人以上80人以下	439単位
(4) 利用定員が81人以上	470単位	(4) 利用定員が81人以上	424単位

# 目標工賃達成加算の算定要件の緩和

「工賃倍増5か年計画」を積極的に推進するため、目標工賃達成加算が、工賃水準の引上げにより一層有効なものとなるよう、新たに「目標工賃達成加算(Ⅱ)」を設ける。

1. 対象事業所 就労継続支援B型事業所

## 2. 算定要件

- ①前年度に、当該事業所の利用者に対して支払った工賃の平均額が、次のいずれにも該当すること。
- ア 前々年度の平均工賃額を超えていること。
  - イ 当該年度における各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること。
- ②当該事業所が、各都道府県において取り組む「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する各事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成(予定を含む)していること。

### 【現行】

	目標工賃達成加算
加算報酬	26単位
算定要件	「前年度平均工賃」>「前々年度平均工賃」
	前年度平均工賃が最低賃金の1/3以上
	「前年度平均工賃」>「事業所が設定した工賃の目標額」



### 【改正後】

	目標工賃達成加算(Ⅰ)	目標工賃達成加算(Ⅱ)
	26単位	10単位
算定要件	「前年度平均工賃」>「前々年度平均工賃」	
	前年度平均工賃が最低賃金の1/3以上	前年度平均工賃が各都道府県事業種別平均工賃の80%以上
	「前年度平均工賃」>「事業所が設定した工賃の目標額」	「工賃倍増5か年計画」への積極的参加及び「工賃引上げ計画」の作成(予定を含む)

# 目標工賃達成加算の基準額算出 の変更について（案）

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月1日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において定める「目標工賃達成加算の要件」について、以下のように変更する。

## 【現 行】

### 目標工賃達成加算の要件

- ア 前年度の調整後の工賃実績(※1)が目標工賃以上であること。
- イ 原則として、前年度の調整後の工賃実績が前々年度の調整後の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合(※2)を除く)。
- ウ 前年度の調整後の工賃実績が地域の最低賃金の3分の1(※3)以上であること。

### ※1 調整後の工賃実績

- (i) 新規利用者については、利用開始から1年に達するまでの間、工賃実績から除外することを可能とする。
- (ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の8割の就労継続支援B型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が10%以上上昇した場合等著しい変動が合った場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しないこととする。

### ※3 (i) 時給の場合

調整後の工賃実績が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1(円未満四捨五入)以上

### (ii) 日給の場合

調整後の日給工賃実績を5(時間)で除して得た額が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上(1日当たりの利用時間が3時間以下の者の工賃は、工賃実績から除外する。)

### (iii) 月給の場合

調整後の月給工賃実績を110(5時間×22日)で除して得た額が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上



## 【改正案】

### 目標工賃達成加算(Ⅰ)の要件

- ア 前年度の工賃実績(※1)が目標工賃以上であること。
- イ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合(※2)を除く)。
- ウ 前年度の工賃実績が地域の最低賃金の3分の1(※3)以上であること。

### 目標工賃達成加算(Ⅱ)の要件

- ア 「工賃倍増5か年計画」への積極的参加及び「工賃引上げ計画」の作成(予定を含む)。
- イ 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること(経済状況等により低下する場合を除く)。
- ウ 前年度の工賃実績が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額以上であること。

### ※1 前年度の工賃実績

- (i) 前年度の工賃実績に基づくものとする。
- (ii) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

※2 同一都道府県内の8割の就労継続支援B型事業所の工賃実績が低下した場合は、同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用しない。なお、これ以外の場合においても、個別の事業者にとって、原油価格、為替相場の変動が直接影響すること等により、年間の直接経費が10%以上上昇した場合等著しい変動が合った場合で、都道府県がやむを得ないものとして認めた場合はこの規定を適用しないこととする。

### ※3 (i) 時給の場合

前年度の工賃実績が前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1(円未満四捨五入)以上

### (ii) 日給の場合

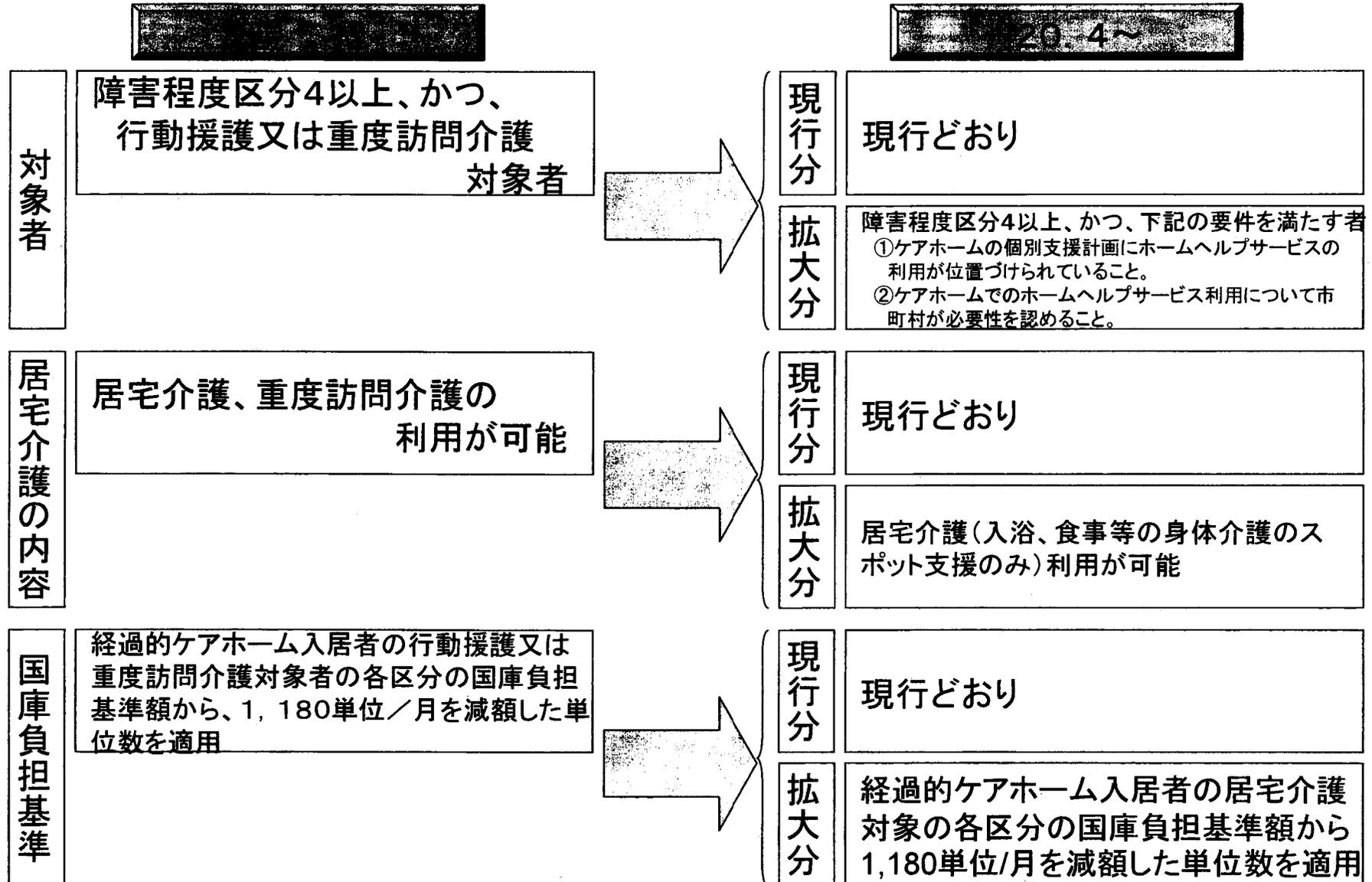
各事業所の前年度の工賃実績(時給)が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上

### (iii) 月給の場合

(ii)に同じ

## ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者の拡大について

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者について、これまで障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者としていたものを、障害程度区分4以上、かつ、一定の要件を満たす者に対象者を拡大する。



## ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者の拡大について(運用方法)

### 現行の対象者

#### 【対象者】

障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者

#### 【ケアホームの報酬及び加算】

- ・報酬については、障害程度区分(区分4～区分6)にかかわらず、区分2(210単位/日)の報酬単価を適用
  - ・加算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算、夜間支援体制加算、小規模事業夜間支援体制加算は適用
- (※)平成20年4月に新設される長期帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算は適用

#### 【ケアホームの人員配置基準】

- ・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者については、生活支援員の配置基準の適用外とする。
- ・サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務づける。

#### 【国庫負担基準】

- ・現行の経過的ケアホーム入居者の行動援護又は重度訪問介護対象者の各区分(区分4～区分6)の国庫負担基準額から、1,180単位/月を減額した単位数を適用
- ※障害程度区分2のケアホームの報酬額と国庫負担基準額が重複する部分について、国庫負担基準額を減額

#### 【期間】

平成19年4月1日から平成21年3月31日までの時限措置

上記の対象者に加え、一定要件を満たした者に、個人単位でのホームヘルプサービス(身体介護のみ)利用を認める。

## 今回の対象者の拡大

- 障害程度区分4以上の者のうち、入浴、食事の介護等、一時的に身体介護の個別支援が必要となる者に対して、下記の要件により、居宅介護(身体介護のスポット支援のみ)の利用を可能とする。

### 【対象者】

・障害程度区分4以上、かつ、下記の要件を満たす者

①ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。

②ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要性を認めること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。

### 【ケアホームの報酬及び加算】

・報酬については、障害程度区分(区分4～区分6)にかかわらず、区分2(210単位/日)の報酬単価を適用

・加算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算、長期帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算、夜間支援体制加算、小規模事業夜間支援体制加算は適用

### 【ケアホームの人員配置基準】

- ・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者については、生活支援員の配置基準の適用外とする。
- ・サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務づける。

### 【国庫負担基準】

・現行の経過的ケアホーム入居者の居宅介護対象者の各区分(区分4～区分6)の国庫負担基準額から、1,180単位/月を減額した単位数を適用

※障害程度区分2のケアホームの報酬額と国庫負担基準額が重複する部分について、国庫負担基準額を減額

### 【期間】

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの時限措置

※現行の対象者については、現行どおりの取り扱いとする。

# ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプを利用する場合の 人員配置と評価の仕組み(対象者の拡大分)

○ 障害程度区分4以上、かつ、一定の要件を満たす者(※)については、下記のいずれかの報酬を選択できるものとする。

- ① 障害程度区分に応じたケアホームの単価(区分4:300単位/日、区分5:353単位/日、区分6:444単位/日)
- ② 当該ケアホームの単価(210単位/日) + 外部からのホームヘルプ利用(ホームヘルプとして支給決定を受ける。)

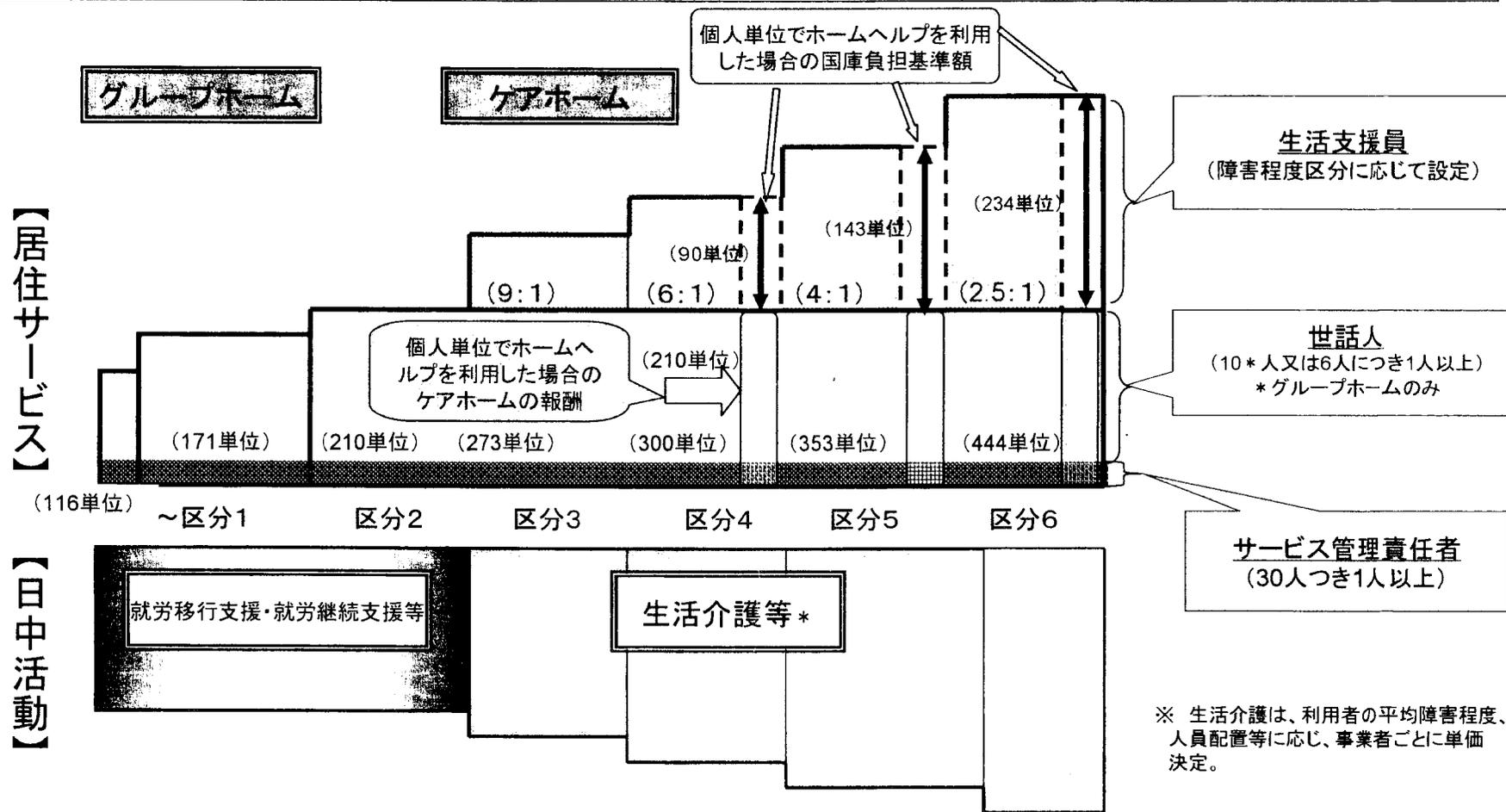
(※)一定に要件を満たす者

①ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。

②ケアホームでのホームヘルプサービス利用について、市町村が必要性を認めること。

※ホームヘルプサービスの支給決定は、入浴、食事、排泄、衣服着脱等の身体介護のスポット支援であること。

※ホームヘルプサービスの支給決定にあたり、必要に応じて、市町村審査会又は地域自立支援協議会に意見を聞くことができる。



## ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の 対象者の拡大に係るQ&Aについて

Q1 今回、障害程度区分4以上であり、一定の要件を満たした者は、居宅介護の身体介護を利用できることとなったが、現行の対象者(障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者)についても、居宅介護の身体介護のみ利用可能なのか。

A 現行の対象者(障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者)については、現行どおりの取り扱いとする。

Q2 身体介護のスポット支援とは、どのような支援を想定しているのか。

A 身体介護のスポット支援については、次のような支援を想定している。

(例)

- 排泄・食事介助、清拭・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床及び就寝介助、服薬介助等
- 利用者の行動を予測しながら危険を回避するための支援
- 利用者が適切な行動を選択できるための支援

(※)いずれの場合においても、一時的に個別支援が必要となる場合のみとする。